

目 次

津市規則

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則

津市告示

公示送達

平成26年度固定資産土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿の縦覧

公示送達

行旅死亡人の告示

行旅死亡人の告示

放置自転車等の撤去及び保管

認可地縁団体の告示事項の変更

津都市計画の変更

津市公告

犬の抑留

平成26年2月分津市農用地利用集積計画の決定

軽微な変更に伴う津市農業振興地域整備計画の変更

津市教育委員会規則

津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則

津市選挙管理委員会告示

選挙権を有する者の総数の50分の1の数及び6分の1の数並びに3分の1の数

津市監査委員告示

監査結果の公表

財産区に係る監査結果の公表

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成26年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第8号

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則の一部を改正する規則

津市モーターボート競走場内食堂施設等の使用に関する規則（平成18年津市規則第156号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「においては、第14条に規定する食堂業者等選考委員会の意見を聴き」を「は、その内容を審査し」に改める。

第14条を削り、第15条を第14条とする。

附 則

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する規則
をここに公布する。

平成 26 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第 9 号

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則を廃止する
規則

津市地域情報センターの設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津
市規則第 56 号）は、廃止する。

附 則

この規則は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する規則
をここに公布する。

平成26年3月7日

津市長 前 葉 泰 幸

津市規則第10号

津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を改正する
規則

第1条 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則（平成18年津市規則第57号）の一部を次のように改正する。

第2条中第27号を削り、第28号を第27号とし、第29号から第31号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第9号中「第28号から第31号まで」を「第27号から第30号まで」に改め、同条第10号中「、第22号及び第27号」を「及び第22号」に改める。

第2条 津市公共施設予約システムの利用登録等に関する規則の一部を次のように改正する。

第2条中第5号を削り、第6号を第5号とし、第7号から第30号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条第1号中「及び第5号」を削り、同条第5号中「第2条第6号」を「第2条第5号」に改め、同条第6号中「第2条第7号」を「第2条第6号」に改め、同条第7号中「第2条第8号」を「第2条第7号」に改め、同条第8号中「第2条第9号」を「第2条第8号」に改め、同条第9号中「第2条第10号、第12号、第13号、第15号、第16号、第19号、第20号、第23号から第26号まで及び第27号から第30号まで」を「第2条第9号、第11号、第12号、第14号、第15号、第18号、第19号、第22号から第25号まで及び第26号から第29号まで」に改め、同条第10号中「第2条第11号、第14号及び第22号」を「第2条第10号、第13号及び第21号」に改め、同条第11号中「第2条第17号及び第18号」を「第2条第16号及び第17号」に改め、同条第12号中「第2条第21号」を「第2条第20号」に改める。

附 則

この規則中第 1 条の規定は平成 2 6 年 4 月 1 日から、第 2 条の規定は同年 7 月 1 日から施行する。

津市告示第 3 4 号

下記の者の市民税・県民税督促状は、住所居所不明のため、送達することができないので、地方税法第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市政策財務部収税課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 3 月 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき文書
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇	〇〇 〇〇〇	平成 2 4 年度市民税・県民税 3 期 4 期督促状

注意：地方税法第 2 0 条の 2 第 3 項の規定により、公示送達をした日から起算して 7 日を経過したときに、書類の送達があったものと見なす。

津市告示第 3 5 号

地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 1 6 条第 1 項の規定に基づき、平成 2 6 年度土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を縦覧に供するので、同条第 3 項の規定により、縦覧の場所及び期間を次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 縦覧場所

縦覧場所	縦覧できる区域
政策財務部資産税課 久居総合支所資産税課分室	津市全域
河芸総合支所市民福祉課	河芸総合支所管内の区域
芸濃総合支所市民福祉課	芸濃総合支所管内の区域
美里総合支所市民福祉課	美里総合支所管内の区域
安濃総合支所市民福祉課	安濃総合支所管内の区域
香良洲総合支所市民福祉課	香良洲総合支所管内の区域
一志総合支所市民福祉課	一志総合支所管内の区域
白山総合支所市民福祉課	白山総合支所管内の区域
美杉総合支所市民福祉課	美杉総合支所管内の区域

2 縦覧期間

平成 2 6 年 4 月 1 日から同年 5 月 3 0 日まで。ただし、日曜日及び土曜日並びに国民の祝日に関する法律（昭和 2 3 年法律第 1 7 8 号）に規定する休日を除く。

津市告示第 3 6 号

下記の者の差押調書（謄本）、配当計算書（謄本）及び充当通知書は、住所居所不明のため、送達することができないので、国民健康保険法（昭和 1 3 年法律第 6 0 号）第 7 8 条により準用する地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 2 0 条の 2 の規定により公示送達する。

なお、この公示送達に係る関係書類は、津市健康福祉部保険医療助成課で保管し、送達を受けるべき者から交付の申出があればいつでも交付する。

平成 2 6 年 3 月 4 日

津市長 前 葉 泰 幸

記

送達を受けるべき者の住所	送達を受けるべき者	送達を受けるべき 文書
〇〇〇	〇〇〇 〇〇	差押調書（謄本）、配 当計算書（謄本）及 び充当通知書
〇〇	〇〇〇〇〇〇 〇〇〇 〇〇〇〇	差押調書（謄本）、配 当計算書（謄本）及 び充当通知書

津市告示第 37 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 26 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

50 歳以上の男（推定）

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成 25 年 6 月 27 日 午前 11 時 30 分ころ

津市栗真町屋町 1398 番地 2

駒田方東方約 200 メートル町屋海岸

7 死亡年月日及び原因

不詳

8 その他参考事項

津警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成 26 年 1 月 31 日津警察署より遺体の引渡しを受け、同日午後 4 時 09 分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第 38 号

行旅病人及行旅死亡人取扱法（明治 32 年法律第 93 号）第 9 条の規定により、行旅死亡人を告示する。

平成 26 年 3 月 6 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 氏名

不詳

2 年齢・性別

不詳

3 現住所

不詳

4 本籍地

不詳

5 人相及び特徴

不詳

6 発見した日時及び場所

平成 25 年 2 月 5 日 午前 11 時 10 分

津市白山町佐田 1526 番地 2

近鉄榊原温泉口駅北北東約 500 メートル先山林

7 死亡年月日及び原因

不詳

8 その他参考事項

津南警察署の調べにおいて、身元が明らかにならなかったため、平成 26 年 2 月 5 日津南警察署より遺体の引渡しを受け、翌 6 日午前 9 時 54 分津市斎場にて火葬。

遺骨は津市健康福祉部援護課に安置。

津市告示第 3 9 号

津市自転車等の放置の防止に関する条例第 1 2 条第 2 項及び第 1 3 条第 2 項の規定に基づき撤去し、保管している自転車等について、同条例第 1 6 条第 2 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 7 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 放置されていた場所、台数及び撤去した年月日

放置されていた場所	台数	撤去した年月日
藤方地内	1	平成 2 6 年 2 月 5 日
久居新町地内	9	平成 2 6 年 2 月 1 0 日
西阿漕町岩田地内	1	平成 2 6 年 2 月 1 2 日
一身田平野地内	1	平成 2 6 年 2 月 1 2 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 2 月 1 7 日
江戸橋駅周辺自転車等放置禁止区域	2	平成 2 6 年 2 月 1 7 日
羽所町地内	1	平成 2 6 年 2 月 1 9 日
西古河町地内	1	平成 2 6 年 2 月 1 9 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 2 月 2 0 日
津新町駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 2 月 2 1 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 2 月 2 4 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	1	平成 2 6 年 2 月 2 5 日
津駅周辺自転車等放置禁止区域	3	平成 2 6 年 2 月 2 6 日
久居井戸山町地内	1	平成 2 6 年 2 月 2 7 日
久居新町地内	1 0	平成 2 6 年 2 月 2 7 日
芸濃町棕本地内	1	平成 2 6 年 2 月 2 8 日
一身田平野地内	1	平成 2 6 年 2 月 2 8 日
桜田町地内	1	平成 2 6 年 2 月 2 8 日
神戸地内	1	平成 2 6 年 2 月 2 8 日

2 保管期間

告示の日から 9 0 日間

3 連絡先

垂水自転車等保管庫

0 5 9 - 2 2 2 - 6 3 0 7

津市告示第 4 0 号

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 6 0 条の 2 第 1 1 項の規定により、平成 1 7 年安濃町告示第 6 号で認可した地縁による団体から告示された事項に係る変更の届出があったので同条第 1 0 項の規定により次のとおり告示する。

平成 2 6 年 3 月 1 2 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 届出者

栗加区自治会

三重県津市安濃町栗加 5 1 8 番地

代表者 海 野 洋 二

2 変更に係る事項

代表者の氏名及び住所

変更前	海 野 武 司 三重県津市安濃町栗加 4 5 7 番地
変更後	海 野 洋 二 三重県津市安濃町栗加 3 1 3 番地

3 変更の理由及び年月日

地縁による団体の代表者が、平成 2 6 年 2 月 9 日の定期総会において選任され、平成 2 6 年 2 月 9 日から就任することになったため。

津市告示第 4 1 号

都市計画法（昭和 4 3 年法律第 1 0 0 号）第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 1 9 条第 1 項の規定により都市計画を変更したので、同法第 2 1 条第 2 項において準用する同法第 2 0 条第 1 項の規定により次のとおり告示し、同条第 2 項の規定により当該都市計画の図書を縦覧に供する。

平成 2 6 年 3 月 1 3 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 都市計画の種類及び名称

津都市計画下水道

流域関連津市公共下水道（雲出川左岸処理区）

流域関連津市公共下水道（志登茂川処理区）

2 都市計画を定める土地の地区

都市計画の図書において表示する。

3 縦覧場所

津市都市計画部都市政策課

津市公告第 2 5 号

狂犬病予防員より狂犬病予防法（昭和 2 5 年法律第 2 4 7 号）第 6 条第 1 項に基づく犬の抑留について通知がありましたので、同条第 8 項の規定により公告します。

平成 2 6 年 3 月 5 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 抑留日 平成 2 6 年 2 月 2 8 日

2 抑留期間 平成 2 6 年 3 月 7 日まで

番号	捕獲した 場所	種類	毛色	性別	体格	年齢	その他
1	津市安濃町 清水	柴	茶	雄	中型	9 1 日 以上	首輪あり

3 連絡先 津市環境部環境保全課

電話 0 5 9 - 2 2 9 - 3 2 8 2

津保健福祉事務所 保健衛生室衛生指導課

電話 0 5 9 - 2 2 3 - 5 1 9 2

津市公告第 26 号

農業経営基盤強化促進法（昭和 55 年法律第 65 号）第 18 条第 1 項の規定により、津市農用地利用集積計画を定めましたので、同法第 19 条の規定により公告します。

平成 26 年 3 月 10 日

津市長 前 葉 泰 幸

津市公告第 27 号

津市農業振興地域整備計画を変更しましたので、農業振興地域の整備に関する法律（昭和 44 年法律第 58 号）第 13 条第 4 項において準用する同法第 12 条第 1 項の規定により、次のとおり公告します。

平成 26 年 3 月 13 日

津市長 前 葉 泰 幸

1 変更の内容

農地から農業用施設用地への変更

2 変更場所

土 地 の 所 在			面 積	用 途 区 分	
大 字	字	地 番		変更前	変更後
稲葉町	藤倉	5047	645 m ² うち 100 m ²	農地	農業用施設 用地

津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成 26 年 3 月 6 日

津市教育委員会委員長 石井 雅子

津市教育委員会規則第 1 号

津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則
津市図書館の設置及び管理に関する条例施行規則（平成 18 年津市教育委員会規則第 23 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条を次のように改める。

（休館日）

第 2 条 図書館及び分室の休館日は、次のとおりとする。ただし、津市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が図書館の管理上特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、又は臨時に休館日を定めることができる。

- (1) 毎週火曜日
- (2) 館内整理日（毎月最終木曜日）
- (3) 12 月 28 日から翌年の 1 月 4 日まで
- (4) 特別整理期間（毎年 1 回 14 日以内において、教育委員会が定める期間）

第 3 条第 1 項の表津市津図書館の項中「祝日法による休日」を「国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号）に規定する休日（以下「祝日法による休日」という。）」に改め、同表津市久居ふるさと文学館の項中「土曜日」の次に「並びに祝日法による休日」を加え、同表津市うぐいす図書館の項中「午後 7 時まで」を「午後 6 時まで」に改め、「土曜日」の次に「並びに祝日法による休日」を加え、同条第 2 項の表津市津図書館美杉図書室の項中「午後 4 時 30 分まで」を「午後 5 時まで」に改める。

附 則

この規則は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

津市選挙管理委員会告示第27号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第74条第1項及び第75条第1項並びに市町村の合併の特例に関する法律（平成16年法律第59号）第4条第1項及び第5条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の50分の1の数、同法第4条第11項及び第5条第15項の規定による選挙権を有する者の総数の6分の1の数並びに地方自治法第76条第1項、第80条第1項、第81条第1項、第86条第1項及び地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第8条第1項の規定による選挙権を有する者の総数の3分の1の数を次のとおり告示する。

平成26年津市選挙管理委員会告示第10号は、廃止する。

平成26年3月2日

津市選挙管理委員会
委員長 坂 口 賢 次

1	50分の1の数	4,568人
2	6分の1の数	38,067人
3	3分の1の数	76,133人

津市監査委員告示第1号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月3日

津市監査委員 高 松 和 也
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 伊 藤 康 雄

第1 監査をした者

津市監査委員 渡 邊 昇
津市監査委員 駒 田 修 一
津市監査委員 安 藤 友 昭
津市監査委員 福 田 慶 一

第2 監査の対象部局等

本件監査の結果に関する報告の対象となる監査の対象部局等は、次のとおりである。

1 部局

- （1）政策財務部（秘書課、政策課（公平委員会を含む。）、東京事務所、地域政策課、広報課、財政課、市民税課、資産税課、収税課、特別滞納整理推進室、財産管理課、検査課）
- （2）危機管理部（危機管理課、防災室）
- （3）総務部（総務課、法務室（固定資産評価審査委員会を含む。）、行政経営課、人事課、調達契約課、情報企画課）
- （4）市民部（市民課、新斎場建設推進室、市民交流課、対話連携推進室、人権課、男女共同参画室、地域調整室、アストプラザ）
- （5）スポーツ文化振興部（スポーツ振興課、新産業スポーツ施設推進室、文化振興課（リージョンプラザ））
- （6）環境部（環境政策課、新最終処分場建設推進課、環境保全課、環境事業課、環境施設課（西部クリーンセンター、クリーンセンターおお

たか、河芸美化センター、白銀環境清掃センター、安芸・津衛生センター、クリーンセンターくもず))

- (7) 健康福祉部（福祉政策課、福祉監査室、こども家庭課、こども総合支援室、高齢福祉課、障がい福祉課、援護課、介護保険課、保険医療助成課、健康づくり課（中央保健センターほか9センター）、地域医療推進室）
- (8) 商工観光部（商業振興労政課、工業振興課、企業誘致室、観光振興課）
- (9) 農林水産部（農林水産政策課、農業共済室、林業振興室、水産振興室、農業基盤整備課）
- (10) 競艇事業部（競艇管理課、競艇事業課）
- (11) 都市計画部（都市政策課、開発指導室、交通政策課、名松線復旧推進室、津駅前北部土地区画整理事務所、建築指導課）
- (12) 建設部（建設政策課、事業調整室、建設整備課、道路等特定事項推進室、市営住宅課、営繕課、津北工事事務所、津南工事事務所）
- (13) 下水道部（下水道政策課、下水道建設課、下水道施設課）
- (14) 会計管理室
- (15) 久居総合支所（地域振興課、市民課、福祉課、生活課、ポルタひさいふれあいセンター）
- (16) 河芸総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (17) 芸濃総合支所（地域振興課（椋本財産区を含む。）、市民福祉課）
- (18) 美里総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (19) 安濃総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (20) 香良洲総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (21) 一志総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (22) 白山総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (23) 美杉総合支所（地域振興課、市民福祉課）
- (24) 水道局（水道総務課、営業課、工務課、浄水課、安芸水道事業所、一志水道事業所）
- (25) 消防本部（消防総務課、消防団統括室、消防安全課、警防室、救急課、通信指令課）・消防署（中消防署、北消防署、久居消防署、白山消防署）

- (26) 教育委員会事務局（教育総務課、学校教育課、教育研究支援課、人権教育課、生涯学習課、久居教育事務所、河芸教育事務所、芸濃教育事務所、美里教育事務所、安濃教育事務所、香良洲教育事務所、一志教育事務所、白山教育事務所、美杉教育事務所、図書館（津図書館ほか8館2室））
- (27) 選挙管理委員会事務局
- (28) 農業委員会事務局
- (29) 監査事務局
- (30) 議会事務局（議会総務課、議事課）

2 市立小学校・市立幼稚園

（1）市立小学校

- ア 櫛形小学校
- イ 雲出小学校
- ウ 高野尾小学校
- エ 栗葉小学校
- オ 榊原小学校
- カ 村主小学校

（2）市立幼稚園

- ア 雲出幼稚園
- イ 高野尾幼稚園
- ウ 栗葉幼稚園
- エ 榊原幼稚園
- オ のむら幼稚園
- カ 黒田幼稚園
- キ 村主幼稚園

第3 監査の対象年度及び事項

原則として平成25年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成24年度以前のものを対象に含めた。

第4 監査の期間

監査の期間は、平成25年9月12日から平成26年1月30日までである。

第5 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、監査対象部局等から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第6 監査の結果

監査の結果、監査対象部局等における財務及び事務の執行のうち、その是正措置を講じることなどを求める事項（極めて軽微な事項及び既に措置が講じられた事項を除く。）については、次に記載するとおりである。これらの事項がない監査対象部局等については、特に記載していない。

なお、市長その他関係のある執行機関は、当該監査の結果に基づき、又はこれを参考として措置を講じたときは、地方自治法第199条第12項の規定に基づき、その旨を監査委員に通知されたい。

1 市民部

（1）男女共同参画室

男性カウンセラーによる男性のための相談事業について、平成21年6月から開始し、平成24年度までは、偶数月の第3水曜日18時から20時に、平成25年度は、11月から毎月第3金曜日の18時から20時に、臨床心理士をカウンセラーとして、相談者1人50分程度の相談を委託により実施しているが、その実績は年間2件から7件である。当該委託料は、カウンセラーの拘束時間に応じて支払われており、より効果が得られるよう実施方法を見直すなど、当該事業の在り方を検討されたい。

(2) 地域調整室

長谷山市民館に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。

2 健康福祉部（こども家庭課）

観音寺保育園に係る行政財産の使用許可について、当該使用許可書には使用財産に附帯する諸設備に必要な電気等の経費については使用者の負担とする旨が定められているものの、使用者から電気使用料等の経費の徴収を行っていないことから、当該経費について現状と使用許可書との整合性を図られたい。

3 建設部（建設政策課）

法定外公共物の占用許可書について、行政処分と考えられるものの、指令形式ではないことから、指令形式により許可書を交付されたい。

また、当該占用許可に係る教示について、当該占用許可書には条件が付されているものの、不服申立て及び処分の取消しの訴えに係る教示をしていないことから、行政不服審査法及び行政事件訴訟法の定めるところにより、これを教示されたい。

4 美里総合支所（市民福祉課）

美里社会福祉センター使用料減免申請書について、減免申請の理由を記載する欄がないことから、理由が記載されないまま申請され、減免を認めているが、使用料を減免するかどうかは、理由に基づいて判断されるものであることから、減免申請書に減免申請の理由を記載する欄を設け、当該記載理由に基づいて減免の可否を判断されたい。

5 美杉総合支所（地域振興課）

レークサイド君ヶ野について、同施設の収支状況は、実質的な単年度収支を見ると平成25年度（平成25年8月末現在）は900万円を、平成24年度は1,600万円をそれぞれ超える赤字（美杉総合支所地域振興課調べ）が生じている。平成24年度においては、メニューの見直しにより賄材料費の削減などに努め、平成23年度に比べ、収支は改善されたものの依然として赤字であり、利用者数も減少していることから、一層の経営改善に努められたい。

津市監査委員告示第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第2項及び第4項の規定に基づき実施した監査の結果に関する報告を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

平成26年3月3日

津市監査委員	高	松	和	也
津市監査委員	駒	田	修	一
津市監査委員	安	藤	友	昭
津市監査委員	伊	藤	康	雄

第1 監査をした者

津市監査委員	渡	邊	昇
津市監査委員	駒	田	修 一
津市監査委員	安	藤	友 昭
津市監査委員	福	田	慶 一

第2 監査の対象

監査の対象は、次の財産区における平成25年度の財務及び事務の執行を対象とした。

なお、補助金等一部の財務及び事務の執行については、必要に応じて、平成24年度以前のもを対象に含めた。

- 1 榊原財産区（所管部局：久居総合支所地域振興課、榊原出張所）
- 2 河内財産区（所管部局：芸濃総合支所地域振興課）
- 3 波瀬財産区（所管部局：一志総合支所地域振興課、波瀬出張所）

第3 監査の期間

監査の期間は、平成25年11月26日から平成26年1月30日までである。

第4 監査の方法

監査の方法は、主に次の諸点に着眼し、財産区の所管部局から提出を受けた資料、関係諸帳簿等を調査するとともに、関係職員に説明を求めた。

- 1 予算の執行は、計画的かつ効率的に行われているか。
- 2 会計及び事務処理は、法令等の規定に基づき適正に行われているか。
- 3 現金の取扱いは、適正に行われているか。
- 4 財産の管理は、適正に行われているか。
- 5 各種の帳簿、書類の記帳、保管等は、適正に行われているか。
- 6 事務事業は、効率的かつ効果的に行われているか。

第5 監査の結果

監査の結果、榊原財産区、河内財産区及び波瀬財産区における財務及び事務の執行について、特に指摘する事項はなかった。